

随意契約の結果

【令和8年3月分】

コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和8年度 花見川団地施設活用 におけるMUJI×URデザイン 監修等業務	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 井添 清治 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和8年3月13日	(株)MUJI HOUSE 東京都文京区後楽2-5-1	4013301017823	5,533,000円	5,500,000円	99.4%	本業務は、花見川団地内の旧銀行施設の暫定利用に向けた基本検討と、旧銀行施設の将来像の検討の業務である。 当該業者は令和3年度から花見川団地のデザインの一体性及び連続性を確保した共用部改修並びにハードとソフトが一体となった地域活性化支援における団地内イベントの開催等、更なる地域活性化に向けた取り組みを行い地域関係者からの信頼を得てきたところ。 本業務は、当該団地が有する施設について、これまでの取組で得られた人的・物的資源を生かしながら、令和4年度締結の協定目的である「地域生活圏の活性化」に資する活用検討を行うためのものであり、ハードとソフトが一体となったコミュニティ形成の業務は特定事業者でしか実現できない。 以上より、会計規則第51条第3項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」（特殊の物品又は特別の目的があるため契約の相手方が特定されるとき）に基づき随意契約を行ったものである。	-				